仕様書

１　業務名及び対象施設

⑴　業務名
南区役所等環境衛生管理業務

⑵　対象施設
南区役所及び南区民センター

⑶　所在地
札幌市南区真駒内幸町２丁目２－１

２　履行期間

令和６年４月１日から令和７年３月 31 日まで

３　業務内容等

受託者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「法」という。）等の関連法令に基づき、下記に示す業務を実施すること。

業　　務	内　　容	測定等周期	対　　　　象
(1)空気環境測定	浮遊粉じん、一酸化炭素、炭酸ガス、温度、相対湿度、気流の測定	２ヶ月以内ごとに１回（同一測点を１日２回）	○区役所　計９カ所 １階：広聴係、戸籍住民課、ロビー ２階：保健福祉課、保護課、保険年金課 ３階：総務企画課、地域振興課、食堂 ○区民センター　計５カ所 １階：まちづくりセンター、事務室、ロビー ２階：料理室 ３階：図書室 ○区役所及び区民センター付近の外気　計４カ所
(2)受水槽清掃	受水槽の清掃及び清掃終了後の水質検査、残留塩素の測定	１回	○区役所の受水槽　23 ㎥ ○区民センターの受水槽　12 ㎥
(3)雑排水槽等清掃	雑排水槽、グリーストラップ、排水管、排水口等の清掃	６ヵ月以内ごとに１回	○区民センターの雑排水槽　18 ㎥ ○区役所のグリーストラップ 0.16 ㎥ ○区役所及び区民センターの排水管清掃（一般流し類）　46 口 ○区役所及び区民センターの排水管清掃（小便器、SK 流し類）　53 口

(4)ねずみ・昆虫等防除	薬剤散布	6ヶ月以内ごとに1回	○区役所及び区民センター ※防除対象面積 区役所　4,627.72㎡ 区民センター　3,157.15㎡
	定期調査	防除作業月を除く10回	
(5)水質検査	飲料水及び給湯水の水質検査	別紙のとおり	○区役所及び区民センター
(6)法定検査・報告等	簡易専用水道検査、特定建築物維持管理報告書提出	1回	○区役所及び区民センター

4　業務の実施計画等

⑴　受託者は、業務の実施にあたり、事前に実施計画書を作成して委託者の承認を得ること。

⑵　業務開始時に建築物環境衛生管理技術者（以下「管理技術者」という。）を選任し、管理技術者であることを証する免状等の写し及び経歴書を委託者に提出すること。

⑶　選任しようとする管理技術者が同時に２つ以上の特定建築物の管理技術者を兼ねることとなるときには、事前に委託者に申し出たうえで、業務の遂行に支障がないことを確認するための書類を提出し、委託者の承諾を得なければならない。また、選任時のみならず、現に選任している管理技術者が新たに他の特定建築物の管理技術者を兼ねようとするときについても、同様とする。

なお、委託者が業務の遂行に支障がないと確認できない場合は、兼任することができない。

5　業務の実施方法

業務は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第２号。以下「規則」という。）を始めとする関連法令等に基づき行うこと。

⑴　空気環境測定

ア　測定点は原則として各階ごとに定めるが、建築物の用途、構造、空調の方式・系統等の諸条件を考慮し、委託者と協議の上決定する。

イ　測定は、測定ワゴンを用いて床上75cm～120cmの高さで行うこと。

⑵　受水槽清掃

ア　水槽内排水後、水槽内設備機器の点検を行った後、清掃を行うこと。

イ　水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を適切な方法で除去し、洗浄に用いた水を完全に排除するとともに、水槽周辺の清掃を行うこと。

ウ　水槽の清掃終了後､塩素剤を用いて２回以上水槽内の消毒を行うこと。

エ　消毒薬は、有効塩素 50～100mg/l 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液、またはこれと同等の消毒能力を有する消毒剤を用いること。

オ　消毒作業は、槽内の全壁面、床及び天井の下面に対し、高圧洗浄機等を利用して噴霧により消毒薬を吹き付けるか、清潔な専用ブラシ等を利用して行うこと。また、消毒に用いた排水は完全に槽外に排除すること。

カ　消毒終了後 30 分以上経過した後、水槽の水張りを行い、給水栓及び水槽内の水の残留塩素の測定、濁度・色度・味・臭気の検査を行うこと。

キ　作業は健康状態の良好な者が行い、作業衣、清掃器具は受水槽清掃専用のものを使用すること。また、作業は衛生的に行われるよう配慮すること。

ク　作業中の事故防止に配慮すること。

⑶　雑排水槽等清掃

ア　槽内の汚水及び残留物質について、バキューム等を用いて適切に確実に排除すること。

イ　流入管、排水ポンプ等に付着した物質、及び排水管、通気管の内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行なうこと。また、排水ポンプ等の付着物除去の際は、破損等のないよう留意すること。

ウ　阻集器（グリーストラップ等）については、内部の異物を除去し、必要に応じ、消毒等を行うこと。

エ　排水管の清掃は、シャワー室床排水口、洗面器・手洗い器、各種流し類、小便器（大便器は除く）等からの薬剤による清掃を基本とする。

オ　清掃作業終了後、槽周辺の清掃、消毒及び点検を行うこと。

カ　除去物質の飛散防止、悪臭発散の防止、消毒等に配慮するとともに、作業中の事故防止に配慮すること。

⑷　ねずみ・昆虫等防除

ア　状況調査を行い、当該調査の結果に基づき建築物全体についての効果的な作業計画を策定し、適切な駆除方法、薬剤の選定により防除作業を行うこと。

イ　薬剤等は薬事法等の規定に基づき使用及び管理を適切に行い、業務に従事する作業者、建築物の使用者及び利用者の事故防止に努めること。また、害虫調査等で使用する薬剤等は、可能な限り、建築物の使用者及び利用者から見えない場所に設置すること。

ウ　防除作業終了後、防除の効果を定期的（防除作業月を除く毎月）に調査し、薬剤を補完する。

⑸　水質検査

ア　規則第４条第１項第３号の規定に基づく飲料水の水質検査を行う。

点検基準は、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）による。

検査項目及び検査頻度については、別紙のとおりとする。

イ　検査については、南区役所及び南区民センターそれぞれの飲料水及び給湯水（計４検体）行うものとする。

⑹　法定検査・報告等

水道法の規定に基づく簡易専用水道検査を受けること（検査料は受託者負担）。また、法第 11 条第 1 項に基づく、特定建築物維持管理報告書を作成し、本市保健所が定める期限までに保健所へ提出すること（併せて写しを委託者に提出すること）。

なお、報告書作成にあたり必要な情報は委託者から提供する。

６　業務時間

原則、職員の執務時間内（平日８:45～17:15）とする。やむを得ず休庁日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び 12 月 29 日から１月３日）に業務を行う場合は、事前に委託者の了解を得ること。

７　業務報告書の提出

受託者は、業務終了後、速やかに業務報告書を提出すること

８　安全の確保

⑴　受託者は、業務の実施にあたっては、委託者及び業務従事者、第三者に対する事故の防止に十分注意するとともに、事故に対する一切の責任を負う。

なお、事故が発生した場合には、直ちに委託者に報告する。

⑵　業務の実施にあたって、備品及び設備等を破損し、または破損個所を発見したときは、直ちに委託者へ連絡のうえ、適切な処置をとる。

９　環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、下記のとおり環境負荷低減に努めること。

⑴　電気・水道・ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

⑵　ごみの減量、分別及びリサイクルに努めること。

⑶　業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

⑷　成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とすること。また、両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

10　その他

⑴　業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、必ず委託者の指示を受けること。
⑵　来庁者及び職員の執務に影響を及ぼす作業を行う場合は、委託者の指示に従うこと。
⑶　この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議のうえ実施すること。

11　発注担当

南区市民部総務企画課庶務係（電話 011-582-4705）
札幌市南区真駒内幸町２丁目　南区役所３階

別紙　水質検査（検査項目及び検査頻度）

	項　　目	頻　　度
省略不可11項目	・一般細菌 ・大腸菌 ・亜硝酸態窒素 ・硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 ・塩化物イオン ・有機物（全有機炭素（TOC）の量） ・ｐＨ値 ・味 ・臭気 ・色度 ・濁度	６ヵ月に１回
省略可能５項目	・鉛及びその化合物 ・亜鉛及びその化合物 ・鉄及びその化合物 ・銅及びその化合物 ・蒸発残留物	１回 （９月までの間に１回測定） ※検査結果が水質基準に適合した場合は、次回に限り省略可
消毒副生成物12項目	・シアン化物イオン及び塩化シアン ・塩素酸 ・クロロ酢酸 ・クロロホルム ・ジクロロ酢酸 ・ジブロモクロロメタン ・臭素酸 ・総トリハロメタン ・トリクロロ酢酸 ・ブロモジクロロメタン ・ブロモホルム ・ホルムアルデヒド	１回 （６～９月の間に実施）